

公表日 2025年9月5日  
社会福祉法人くじら

## 男性労働者の育児休業取得率の公表

育児・介護休業法の改正により、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが、従業員が300人を超える企業の事業主に義務付けられました。

当法人の2024年度(2024年4月～2025年3月)における男性労働者の育児休業等の取得率を次のとおり公表します。

### 【育児休業等の取得割合】

$$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}} = 0\%$$